

小規模事業者の新商品開発や販路開拓を応援！

小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金

福岡県では、小規模事業者の稼ぐ力を強化し、持続的な賃上げを促進するために、国の小規模事業者持続化補助金＜一般型・通常枠＞を活用し、新商品開発や販路開拓の取り組みを行う小規模事業者の皆さまを対象に上乗せ補助を実施します。

対象者

国の小規模事業者持続化補助金＜一般型・通常枠＞における第18回公募、第19回公募のうち、いずれかに採択され、額の確定を受けた小規模事業者

※国補助金の額の確定後、令和9年1月31日までの申請が必要です。

※申請にあたり、国補助金に係る関係書類（交付決定通知書、補助事業実績報告書（「支出内訳書・経費支出管理表」、「収益納付に係る報告書（該当者のみ）」）、額の確定通知書、精算払請求書 等）が必要です。

補助額

国の小規模事業者持続化補助金＜一般型・通常枠＞の補助対象経費として認められた経費の12分の1

※補助上限額は、国補助金の採択を受けた枠により異なります。下の表によりご確認ください。

	通常枠	インボイス特例 適用事業者	賃金引上げ特例 適用事業者	両特例 適用事業者
補助上限額	62,500円 (国 500,000円)	125,000円 (国 1,000,000円)	250,000円 (国 2,000,000円)	312,500円 (国 2,500,000円)

申請方法

申請方法及び窓口については、以下の事務局ホームページよりご確認ください。

①商工会議所地域で事業を営んでいる皆さま（福岡県商工会議所連合会HP）

<https://www.fukunet.or.jp/keieisodan/earning-power-subsidy/>

②商工会地域で事業を営んでいる皆さま（福岡県商工会連合会HP）

<https://shokokai.ne.jp/category0/775/>

※本補助金を受給するためには、国の事業を完了し、「確定通知書」を受領していることが必須条件となります。そのため、申請を検討するにあたってはご自身の事業スケジュールを十分にご確認いただき、余裕をもった計画の実施をお願いいたします。



国の小規模事業者持続化補助金＜一般型・通常枠＞について

国補助金の詳細は、以下のホームページよりご確認ください。

①商工会議所地域で事業を営んでいる皆さま

商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金＜一般型・通常枠＞

<https://r6.jizokukahojokin.info/#gsc.tab=0>

②商工会地域で事業を営んでいる皆さま

商工会地区 小規模事業者持続化補助金＜一般型・通常枠＞

https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/shinsei.html#kobo



＜この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています＞